

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 16 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 34 号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和 55 年寒川町規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「満 11 歳」を「満 14 歳」に、「満 12 歳」を「満 15 歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成 28 年寒川町条例第 一 号)附則第 3 項の規定により同条例の施行日前において同条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者に交付する医療証の有効期限は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則第 11 条に規定する日とすることができる。